

ひとり親家庭のこども及びその家庭の福祉の向上をめざして

～離婚前後親支援事業～

●事業目的

離婚後もこどもが心身ともに健やかに育成されるよう、共同養育の理解促進を図るとともに、養育費の支払や親子交流に関する取決めの促進を図ることにより、ひとり親家庭のこども及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

●事業概要

- ・養育費及び親子交流の履行確保等に資する事業として、公正証書等による債務名義を取得するための作成支援、裁判外紛争解決手続（ADR）等を利用した調停手続支援を実施する。
- ・民法改正による共同親権の導入を踏まえ、市民への共同養育の理解促進を図るとともに、利用可能なひとり親家庭への支援施策や相談窓口に関する情報を提供する。
- ・離婚前後の親に関わる部署間での連携強化を図るとともに、養育費の支払や親子交流に関する取決め等に係る職員研修等を実施し、離婚前後における親への支援に関する意識の醸成を図る。

●令和7年度当初予算

4,710 千円

